

均等割も所得割も課税されない人	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護法の規定により生活扶助を受けている人 ●寡婦・寡夫・障がい者・未成年者で、かつ前年の合計所得金額が135万円以下の人 	
均等割が課税されない人	扶養親族がいる場合	前年の合計所得金額が、次の金額以下の人 280,000円×(扶養親族+1)+268,000円
	扶養親族がいない場合	前年の合計所得金額が380,000円以下の人
所得割が課税されない人	扶養親族がいる場合	前年の総所得金額が、次の金額以下の人 350,000円×(扶養親族+1)+420,000円
	扶養親族がいない場合	前年の総所得金額等が、450,000円以下の人